

社会医療法人清和会 行動計画

令和5年3月策定

社会医療法人清和会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

I 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

II 計画内容

目標1 育児休業取得に関しての制度を周知し、又、休業中の経済的指標を示すことにより、労働者の育児休業への理解を深める。

<対策>

妊娠中や出産後の女性労働者に対する制度の周知や情報提供及を行い、相談体制の整備を実施する。

- ① 妊娠中の女性労働者には総務担当者より関係法令、就業規則や育児休業規程についてパンフレットを作成し、現在よりも詳細な説明を行う。
- ② 総務課にて出産・育児休業中の社会保険、雇用保険制度の説明や給付金や控除対象額等の具体的な数字を試算して、休業中の経済的生活設計の指標を示す。
- ③ 総務課長を窓口として、出産・育児休業に関する相談には随時対応することとし、いつでも気軽に相談できる体制をつくる。

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備し、その措置の実施する。

<対策>

- ① 男性が育児休業できる制度の周知を行う。
- ② 育児休業期間中の代替要員を早期に確保する。
※育児休業取得の予定が判明した時点で、早期の人員の確保に努め、安心して休業を取得できる対応を行う。
- ③ 育児休業中の労働者に職業能力の維持・向上のため「育児休業

者職場復帰プログラム」の実施。

- 1) 在宅講習
- 2) 職場環境適応講習
- 3) 職場復帰直前講習
- 4) 職場復帰直後講習

※休業取得者の所属部署長が中心となり、このプログラムを実施し、休業後の復帰へ向けて、不安の解消に努める。

目標 3 育児休業取得不可要件を緩和し、育児休業取得率 100%を今後も維持し続ける

<対策>

- ① 過去 3 年間で延べ 21 名の女性職員が妊娠・出産したが、その全員が育児休業を取得している。
- ② 正規職員、パート職員共に、育児休業取得要件である勤続 1 年間以上を半年間に短縮することにより、育児休業が取得できない職員がいない状態を今後も継続して維持する。
- ③ 育児休業取得要件を欠いた職員が妊娠・出産する場合には、事情等を相談し、前向きな検討が出来る体制とする。

目標 4 職員のメンタルヘルス相談を有効に活用し、職員が仕事や子育て等による悩みや不安をいつでも気軽に相談できるようにする。

<対策>

- ① 職員のメンタル相談について、医師に直接相談できる体制を行っていたが、気軽に相談できる環境ではなかったため、経験豊富な公認心理師を配置することで、職員が仕事や子育て等気軽に相談できる環境を整備する。
- ② 経験豊富な公認心理師を講師にメンタルヘルス研修会を全職員対象に実施し、こころの不調に対する捉え方を学べる機会を設ける。